

仁愛大学大学院

人間学研究科(修士課程)
臨床心理学専攻

2025
履修要項

Jin-ai University

Graduate School of Human Studies, Department of Clinical Psychology

C O N T E N T S

大学院学年暦	2
建学の精神	4
人間学研究科 教育研究上の目的等	6

学生生活の手引き	学生生活	8
	サポート	9

履修の手引き	履 修	12
	教育課程	14
	実習計画	16
	研究指導と修士論文	17

諸規程等	大学院学則	20
	大学院人間学研究科規程	25
	大学学位規程	26
	大学院修士の学位に関する細則	26
	大学院履修規程	27
	大学院長期履修規程	28
	大学院スーパービジョンプログラム規程	28
	大学附属心理臨床センター規程	29
	応急奨学金規程	30
	大学組織図	32
	大学院教員構成	33
	学内案内図	34
	エリアマップ	39
	学歌	40

2025年度 大学院学年暦(前期)

	月(Mon)	火(Tue)	水(Wed)	木(Thu)	金(Fri)	土(Sat)	日(Sun)
	24	25	26	27	28	29	30
	31	1	2	3	4	5	6
2025年 4月	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	1	2	3	4
5月	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	1
6月	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	1	2	3	4	5	6
7月	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31	1	2	3
8月	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31
9月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28

は授業実施日

※8月、9月の夏期休暇には集中講義が実施されます。

※修士論文の題目提出、中間発表、修士論文提出日の詳細についてはあらためて連絡します。

2025年度 大学院学年暦(後期)

	月(Mon)	火(Tue)	水(Wed)	木(Thu)	金(Fri)	土(Sat)	日(Sun)
	29	30	1	2 履修登録終了	3	4	5
10月	6	7	8	9	10	11	12
	13 スポーツの日 通常授業	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24 休講	25 世灯祭	26 世灯祭
	27	28 講仏会⑤	29	30	31	1 補講日	2
11月	3 文化の日	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23 勤労感謝の日
	24 振替休日 通常授業	25 講仏会⑥	26	27	28 修士論文題目提出日 ← 修士論文提出期間	29 補講日	30
12月	1	2 修士論文提出期間 →	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16 講仏会⑦	17	18	19	20	21
	22	23 補講日	24 補講日	25 補講日	26	27	28
	29 一斉休業日	30 一斉休業日	31 一斉休業日	1 元日 一斉休業日	2 一斉休業日	3 一斉休業日	4
2026年 1月	5 通常授業再開	6	7	8	9	10	11
	12 成人の日	13 講仏会⑧	14	15	16	17 補講日	18
	19	20	21	22	23	24 補講日	25
	26 後期授業最終日	27	28	29	30	31	1
2月	2	3 ← 後期定期試験期間	4	5	6	7	8
	9 後期定期試験期間 →	10 定期試験予備日	11 建国記念の日	12 定期試験予備日	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23 天皇誕生日	24	25	26	27 後期成績通知日	28	1
3月	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14 オープン キャンパス	15
	16	17	18	19 学位記授与式	20 春分の日	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31					

建学の精神

1 仁愛学園創立のこころ

学園の創立と敬田院

仁愛学園の歴史は1898（明治31）年に設立された婦人仁愛会教園に始まる。創立者禿了教は、当時の日本が物の豊かさの追求に走るあまり、人間としての大切な心を失っていく風潮を憂い、次の2点を柱にして学園を設立した。

まず第1は、すべての生命の尊厳と連帯に目覚める仏教思想を基盤として、心豊かな社会の実現に貢献する意欲を持つ人材を育成する。第2は、西欧と比べて著しく遅れている女子教育の現状にかんがみ、明るい知性と豊かな情操を持つ女子の教育から開始する。

この2つの柱は、了教の留学体験から生れたものである。当時の日本は欧化万能、物質文化偏重に流れ、日本の歴史文化が培った美風を見失いつつあった。了教は欧米そのものを知らず、その文化基盤も調べずにただ批判することは間違っていると考え、2年間留学。主としてロンドンに滞在し、東洋学、宗教学の権威、オックスフォード大学のマクス・ミュラー博士に師事した。

そこで養われた世界的視野のもと、了教は日本の聖徳太子がすでに、宗教的情操を基盤とする教育と福祉を、政治の根本に置かれたことの偉大さを発見した。具体的には太子が四箇院、即ち、敬田院（真実の法を敬う心をベースとした教育施設）、悲田院（身寄りのない老幼の収容施設）、療病院（貧しい人のための医療施設）、施薬院（薬草栽培所）を国政の最重要事として置かれたことである。

帰国後、了教は長女すみと共に太子の廟に詣で、四ヶ院のうち、教育施設としての敬田院と福祉施設としての悲田院に相当する事業を福井の地で展開するために、一生を捧げる決意をした。このうち敬田院に当るものが婦人仁愛会教園であり、本学園の始まりである。ちなみに悲田院に当るものは、福井育児院として同じく1898年に開設された。

『仁愛兼濟』を建学の精神として

「太子のご理想だった仁愛兼濟の美德を養うために」敬田院として、本学園を創立したことを了教は書き記している。この仁愛兼濟が本学園の基本精神である。仁愛兼濟という言葉は、『仏説無量寿経』の一節であるが、本学園では次のように受けとめている。

仁愛の「仁」は支え合う望ましい人間関係、「愛」は人間のみならず、すべての生命を敬愛する共生の認識、単なる知識ではなく、限りなく生かされる生命の事実に気付き、感動することとあってよい。元来、仏教は積尊の悟りにもとづくが、その内容は本当に生きる智慧に目覚めること（上求菩提）と、人々を苦しみから解放する実践（下化衆生）に要約される。「仁愛」はそのうち本当に生きる智慧の自覚（上求菩提）に相当し、その学びの場が聖徳太子が設けられた敬田院としての仁愛学園である。

「兼濟」とは、「兼ねて濟う」と読み、仁愛の事実に目覚めることによって自己のあるべき姿を確立すると同時に、他者のために働き出す実践の大切さを意味している。積尊の悟りの下化衆生に相当し、「仁愛」の自覚と感動が、他者のために働き出るエネルギーとなることを示している。聖徳太子の四ヶ院のうち敬田院は自己のあるべき姿発見の場、残り三院は他者のために働く場とも見られ、創立者は、四ヶ院の事業に仁愛兼濟の精神を重ねて、太子の理想と受けとめたものと思われる。

かくして本学園は仁愛兼濟の自覚と実践を期し、「仁愛」を学園名として発足した。

2 大学院設置の趣旨および沿革

大学院設置の趣旨

大学院の母体となる仁愛大学人間学部は、20世紀後半からの生活環境の急激な変化に伴い新たに派生してきた人間観や人間関係のさまざまな問題に対し、人間心理の科学のおよび臨床的追求と、人間コミュニケーションの具体的方策について有機的に教授研究することで、その解決にあたりうる有為の人材を育成することを目的として、2001年に開学した。

しかしながら、このような人間学を主題とした学部が、社会からの信頼を得て専門的に活動していくうえでは、4年間の学部教育の上に、より精深な科学的知識や実践的知識に裏づけされた専門性を身につけることが必要であり、これらを教授研究する場として、また高度な学術研究の展開、高度な専門性を有する職業人の育成、地域社会への寄与、リカレント教育等生涯学習社会への寄与を主な目的として、仁愛大学大学院(修士課程)人間学研究科臨床心理学専攻を2005年に開設した。(開設時の専攻名称は「心理学専攻(臨床心理学コース)」)

沿 革

- | | |
|---------------|--|
| 2001(平成13)年4月 | 仁愛大学開学。初代学長に石田慶和就任
人間学部(心理学科・コミュニケーション学科)開設 |
| 2003(平成15)年7月 | 心理臨床センター設置 |
| 2005(平成17)年4月 | 第二代学長に藺田坦就任
仁愛大学大学院人間学研究科心理学専攻(臨床心理コース)開設
心理臨床センターを附属心理臨床センターに改称 |
| 2007(平成19)年4月 | 財団法人日本臨床心理士資格認定協会の第一種指定大学院に認定
(2005年度入学生および2006年度入学生は遡及適用により受験資格取得) |
| 2009(平成21)年4月 | 人間生活学部(健康栄養学科・子ども教育学科)開設 |
| 2011(平成23)年4月 | 第三代学長に糸川嘉則就任
大学院人間学研究科心理学専攻を臨床心理学専攻に専攻名称変更
【学位：修士(臨床心理学)】 |
| 10月 | 開学10周年記念式典を挙行 |
| 2014(平成26)年4月 | 第四代学長に禿正宣就任 |
| 2018(平成30)年4月 | 第五代学長に田代俊孝就任 |
| 2021(令和3)年10月 | 開学20周年記念式典を挙行 |

人間学研究科 教育研究上の目的等

人間学研究科 教育研究上の目的

人間学研究科臨床心理学専攻は、学部の教育理念を継承し、「関係存在」としての人間の特性に着目した教授研究を通して人間性豊かな社会の発展に貢献する人材育成を「仁愛兼濟」という仏教精神に立脚して行い、当該分野に関する研究能力および高度の専門性を要する職業等に必要能力を有する人材を育成する。さらには、技術、制度、組織といった現代社会を支える仕組みが複雑・多様化する環境において、「人と人」との関係から生ずる諸課題に対する科学的分析や解決の手法に関する高度な研究的能力と、あわせて臨床的知見に基づきこれを解決する実践的能力を育成する。

また、研究科における履修を前提とする公認心理師、スクールカウンセラー等の高度な専門的職業人をめざし、保健医療分野、福祉分野、教育分野、司法・犯罪分野、産業・労働分野といった様々な分野で生じる人間関係上の心理的課題を抱える人々に対して適切に対応でき、効果的な心理的援助が提供できる有能な人材を養成する。

アドミッション・ポリシー

建学の精神のもと臨床心理学的支援を実践できる専門的職業能力を有する人材を養成するという目的を達成するために、次のような能力や資質を持つ人を受け入れる。

- (1) 心理学の基礎的な知識をもち、論理的かつ柔軟な思考ができる人。
- (2) 向上心をもって大学院での活動に真摯に取り組む姿勢をもつ人。
- (3) 他者の立場に立って感じ、考え、他者と安定した人間関係を構築することができる資質をもった人。
- (4) 高度専門的職業人として社会に貢献する強い意欲をもつ人。

カリキュラム・ポリシー

公認心理師法施行規則で定められた大学院における公認心理師となるために必要な科目を基盤とし、理論・実践・研究の3領域における総合的な能力を育成するため、次の点を重視した教育課程の編成を行う。

- (1) 臨床心理学およびその近接領域における専門的な知識を習得し、その知識を実践に生かせる能力を育成する。
- (2) 教育、医療、福祉の現場における研修及び附属心理臨床センターでの研修を通し、心理臨床における実践的な能力を育成する。
- (3) 専門的な知見及び臨床実践を研究論文としてまとめることにより、研究能力の基礎を培う。

ディプロマ・ポリシー

本研究科の教育課程において所定の単位を修得した上で、修士論文の審査に合格し、次の能力や資質を備えた学生に対して修士課程修了を認定し、学位を授与する。

- (1) 臨床心理学に関する高度な専門的知識と技能を習得し、さまざまな心理臨床領域においてひろく実践活動に取り組むことができる。
- (2) 社会のニーズを臨床心理学的視点から検討し、自己の研究課題を明確に意識し、自ら学習し研究することができる。
- (3) 自己の使命と責任を自覚し、併せて自己の能力と限界を自覚し、倫理観をもって社会に貢献することができる。

学生生活の 手引き

1 学生生活

1 学生証

学生証は、本学の学生であることを証明する身分証明書です。学生証は紛失・破損などがないように注意して取り扱ってください。また、他人に貸与、譲渡することはできません。なお、定期試験の受験や図書館を利用する場合などには必要となるので、常に携行するとともに、次のことに注意してください。

①学生証の有効期限・返却の義務

学生証は入学時に交付します。有効期限は発行から2年間です。また、退学、除籍したときは学務課に返還する義務があります。

②再交付手続き

学生証を紛失した場合や破損した場合は、すみやかに学務課に届け出て、学生証再交付の手続きをしてください。再交付には手数料3,000円が必要となります。

2 学籍番号

学籍番号は7桁の数字で構成されていて、学籍を離れるまで変更されません。履修登録や学業成績などはこの番号で処理され、在学中提出する書類はすべて学籍番号の記入が必要となるので、正確に覚えてください。



3 教室番号

授業等で使用する教室や研究室の番号は右のような意味を持っています。各研究室などの位置については巻末のキャンパス案内図を参照してください。



4 事務の窓口

学生の皆さんの大学での生活全般にわたる支援や諸手続きを担当するところとして、主に次のような窓口を設けています。これらの事項に関して相談や質問があるときは、気軽に訪ねてください。

窓 口		主な取扱業務	取扱時間
学生支援センター B104	学 務 課	履修登録、成績、時間割に関する事項など 課外活動、奨学金、下宿紹介など	8:30～17:00 ※土曜は 8:30～12:00
入学・広報センター B103		広報、入学試験に関すること	
キャリア支援センター B102		キャリア教育、就職・進路支援に関する事項など	
事務局 A101	総 務 課	大学施設全般にわたること	
	経 理 課	授業料等の納入、物品の借用など	

5 開門・閉門

正門の開門・閉門時刻は以下のとおりです。

	平 日	土 曜	日 曜
開 門	7:30	7:30	8:30
閉 門	21:30	21:30	17:00

6 各種証明書

本学で発行する主な証明書は以下のとおりです。証明書発行に手数料が必要な場合は、学生支援センターに設置されている自動券売機で手数料分の証紙を購入し、各申請書に貼付してください。

証明書の種類	手数料	担当課	発行日	備 考
学割(JR)	無 料	学 務 課	翌日午後	100km以上利用の場合に 乗車運賃が2割引となります
通学証明書	無 料		翌日午後	定期券購入に必要な場合が あります(交通機関による)
在学証明書	300円		翌日午後	英文の場合は発行に 1週間程度かかります 学業成績証明書(英文)1,000円 そ の 他 証 明 書(英文) 300円
学業成績証明書	300円			
修了見込証明書	300円			
修了証明書	300円			
健康診断証明書	300円	保健管理室	翌日午後	健康診断を受診していない場合は発行できません

7 喫煙場所

受動喫煙による健康被害の防止のため、C号館後ろの喫煙室以外での喫煙は禁止します。また、火災予防のため確実に火を消し、環境美化のため喫煙室にある灰皿以外に吸殻を捨てないように注意してください。

8 シャトルバス

本学では、学生の通学に便宜をはかるために、武生駅と大学とを結ぶシャトルバスを運行しています。運行ダイヤは授業時間などを考慮して決められています。発着時間・停車場所などの詳細については掲示で連絡します。

9 駐車場

本学では、自家用車（バイクを含む）を利用して通学する学生のために、学生駐車場を設けています。学生駐車場の使用希望者は、「学内駐車場使用許可願」を学務課に提出して、「駐車場パスカード」の交付（1年更新）を受けなければなりません。駐車場に余裕のある場合に限り、審査のうえ駐車を許可します。なお、学生駐車場以外の場所に駐車した車両に対しては、厳重に処分を行います。学内駐車場における事故について、大学は一切の責任を負いません。万一本学構内で他の車にぶつかったり、ゲートバーを破損したりした場合は放置せず、必ず大学に届け出たうえ、自己の責任で処理してください。

《学内駐車場使用許可基準》

学生駐車場の使用については、次の各号に掲げる事項の全てを満たす者に許可する。

- 運転免許証を取得していること
- 使用する車両が任意保険に加入している
- 学内駐車場維持協力金（年額10,000円）を納入した者

2 サポート

1 オフィスアワー

授業担当教員が、週1回あらかじめ設定された時間帯に研究室に待機し、受講生からの授業内容や予習・復習に関する質問を受けやすくするための制度です。専任教員のオフィスアワー設置時間一覧表は、大学教育情報システムのトップページ〔大学からのお知らせ〕欄にて確認できます。なお、非常勤の教員については、授業の前後を活用してください。

2 保健管理室

充実した学生生活を送るために、日ごろから自己管理を行い健康を維持するように努めてください。保健管理室では、学生の健康管理のため、定期健康診断を実施するほか、健康相談、応急処置などを行っています。また、集団生活による感染症の予防・拡大防止を徹底するため、入学時に「感染症罹患歴・予防接種歴等調査票」を提出してください。なお、障害者手帳をお持ちの人や持病のある人は、特に支援の必要でない場合も保健管理室までご連絡願います。

①定期健康診断

学校保健安全法に基づき、毎年4月に定期健康診断を全学生対象に実施しますので、必ず受診してください。健康診断の結果は全員に通知します。診断の結果、「異常所見がある」と認められた場合は直ちに本人に通知して精密検査を受けるよう指示し、必要に応じて保健指導を行います。万一、健康診断を当日受診できない場合は、指定された病院等で4月末までに受け、その結果を保健管理室に提出してください。

《健康診断項目》

●保険調査 ●身体測定（身長、体重、体脂肪率、体格指数） ●血圧測定 ●内科診察
●胸部X線撮影 ●尿検査（蛋白、糖） ●血液検査（貧血、脂質検査）は1年生に実施

②健康相談・応急処置

学生が健康を維持増進できるよう必要な知識を提供し、個人の身体的な不安や悩みについての相談に応じています。また、学内において体調がすぐれないときや、怪我をしたときは応急処置をします。ただし、保健管理室は、病院や診療所ではないため、症状によって医療機関を紹介します。学外の医療機関で診察を受けた場合の費用は自己負担となります。親元を離れて生活している学生は、急病時に備えて「健康保険被保険者証」（またはマイナンバーカード）を所持してください。

近隣の救急指定医療機関の位置については巻末のエリアマップを参照してください。

③感染症罹患歴・予防接種歴等調査

学校等の集団生活で流行しやすい感染症（麻しん・風しん・水痘・流行性耳下腺炎）の「罹患歴・予防接種歴等調査票」を入学ガイダンス時に提出願います。必要に応じて、予防接種や抗体価検査の実施をお勧めします。

④「学生教育研究災害傷害保険」・「学研災付帯賠償責任保険」

本学は、学生が教育研究活動中（正課、学校行事、課外活動、通学中）に、不慮の事故に遭遇し自己に傷害を被った場合にその被害を救済することを目的とした「学生教育研究災害傷害保険」と、他人に怪我をさせたり、他人の財物を破壊させたりしたことによる損害賠償に対する「学研災付帯賠償責任保険」の賛助会員大学となっています。大学において安心して教育研究活動ができるよう、入学手続き時に学生全員が両保険に加入しています。入学時に配布した「学生教育研究災害傷害保険のしおり」と「学研災付帯賠償責任保険のしおり」を熟読してください。通院・入院を必要とする傷害などが発生した場合には、指導教員や授業担当教員等に連絡のうえ、日時、場所、事故の状況、傷害の程度等についてすみやかに保健管理室に届け出てください。（治療日数の条件があります。）

保険の種類	保険料(2年分)	保険の種類	保険料(2年分)
学生教育研究災害傷害保険	1,750円	学研災付帯賠償責任保険	680円

3 学生相談室

大学院の学生生活を送るにあたって、友人関係、生活全般、進路、性格などについて様々な問題に直面し、悩むこともあるかと思います。そのため本学では学生相談室を開設し、相談員による相談やカウンセリングを行っています。相談員には、公認心理師・臨床心理士のカウンセラーを配置して、学生が自分なりの一歩を踏み出せるようきめ細かいサポートを行っています。

カウンセラーは、週5日B号館1階の学生相談室において相談やカウンセリングを行っています。個人のプライバシーは厳守されますので気楽に相談してください。

開室日時：原則として週5日開室。詳細は掲示にて連絡します。

場 所：学生相談室（B号館1階）相談やカウンセリングを行っています。

※上記の他、附属図書館等の諸施設については学部「学生便覧」を参照してください。

履修の手引き

1 履修

1
研究指導教員

研究科では、研究指導教員（大学院の授業科目「臨床心理研究演習」を担当する教員）が大学院生の研究指導を担当します。なお、研究指導教員が、研究指導上特に必要と認めた場合は、研究指導補助教員1人を副指導教員としておくことがあります。学生は、各自の研究課題等に基づき、入学後の定められた期間内に、研究指導教員を決定し、研究科長に届出てください。

2
履修登録

- (1) 履修する科目は、研究指導教員と相談のうえ決定してください。
- (2) 履修科目登録票は、各学期の履修登録期間内に研究指導教員の承認のうえで学務課に提出してください。提出されない科目は履修できません。また、提出後の変更は原則として認めません。
- (3) 学部科目の履修を希望する場合は、別途手続きが必要なので、履修登録期間内に学務課に申し出てください。（場合により認められないことがあります。）

3
授業時間

学期は前期、後期の2期とします。月曜日から土曜日までを授業日とし、授業時間は次のとおりです。

時 限	月～金	土
1 時限	9:00～10:30	9:00～10:30
2 時限	10:40～12:10	10:40～12:10
3 時限	13:00～14:30	13:00～14:30
4 時限	14:40～16:10	14:40～16:10
5 時限	16:20～17:50	16:20～17:50
6 時限	18:00～19:30	
7 時限	19:40～21:10	

4
休講・補講

- (1) 大学または授業担当者において、やむを得ない事情が生じた場合には、授業を休講することがあります。その場合は事前に掲示等で通知します。
- (2) 休講となった授業については補講を行います。

5
欠席の取扱い

- (1) 疾病その他やむを得ない事情により1週間以上欠席しようとする場合は、医師の診断書等を添え、事前または事後3日以内に「欠席届」を学務課に提出してください。
- (2) 忌引きにより欠席する場合は、直ちに学務課に連絡し、忌引きを証明する書類を添え、事後3日以内に「忌引届」を学務課に提出してください。
- (3) 海外渡航については、期間の長短や授業の欠席の有無に関わらず、事前に学務課に届出てください。

6 試験・成績

- (1) 試験は、筆記試験のほか、口述試験、論文または研究報告等によって実施されます。なお、論文または研究報告等は、原則として授業担当者に直接提出するものとします。
- (2) 各授業科目の成績については、試験結果のほか授業時における評価等を含めて次の基準によって総合評価します。

成績評価	素点基準	単位認定
S	100～90点	合格
A	89～80点	
B	79～70点	
C	69～60点	
E	59～0点	不合格
F	(出席数不足)	

- (3) GPA制度とは、成績評価をより明確にする成績評価方法で、成績の評価（不合格評価を含む）に、以下のグレード・ポイント（以下「GP」と表す。）を付与し、各学期ごとに全履修科目の単位あたりの平均値（グレード・ポイント・アベレージ。以下「GPA」と表す。）を算出して、学習状況により表すものです。

成績評価	GP
S	4
A	3
B	2
C	1
E	0
F	0

①GPAの計算は、以下の計算式により算出する。（小数点第2位以下切捨て。）

$$\text{GPA} = \frac{[(\text{科目の単位数}) \times (\text{その科目で得たGP})] \text{の総和}}{\text{履修登録した単位数の総和}}$$

②GPAは、各学期の「学期GPA」および学期を通算した「通算GPA」を算出する。

- (4) 成績評価は、「成績通知書」により通知されます。

2 教育課程

1 授業科目の構成

本研究科の教育課程は、研究倫理や臨床倫理を身につけ心理臨床家としての自己成長を促す「倫理・自己成長科目」、臨床心理学的支援を実践するための能力を育成する「臨床心理専門科目」、研究論文を作成するために指導を受ける「研究指導科目」から構成されています。また「臨床心理専門科目」は、公認心理師に必要な「公認心理師科目」と臨床実践力を強化するための「応用科目」があり、「応用科目」には「応用・発展系」と「地域支援系」が含まれます。

①「倫理・自己成長科目」

研究者および心理支援者としての倫理観を身につける「臨床倫理特論」と、クライアントに対するより深い共感的理解や自己に対する深い理解を醸成し心理臨床家としての成長を目指す「セルフ・ディベロップメント特論」を開設しています。

②臨床心理専門科目

1. 公認心理師科目

公認心理師に必要な10科目から構成されており、「心理実践実習」については2年間で450時間の実習を行います。

2. 応用科目

リサーチスキルを向上させる科目や臨床場面における実践力をさらに身につける科目から構成された「応用・発展系」と、地域における心理支援の実際を本学教員や地域の現場で活躍する方々から学ぶ「地域支援系」から構成されており、心理臨床家としての実践力の向上をはかる科目が開設されています。

③研究指導科目

倫理・自己成長科目および臨床心理専門科目で修得した専門的、学際的な知見や研究能力を基礎として研究課題を定め、「臨床心理研究演習」として、修士論文作成のための指導を行います。

2 修了要件

本研究科を修了するための要件は、所定の期間在学し、開設科目から合計36単位以上（必修科目の修得および各科目群ごとに定められた単位数を満たすことを含む）を修得し、かつ、研究指導を受けて作成した修士論文の審査および試験に合格することとします。

※公認心理師の受験資格の取得要件については別に説明します。

授業科目一覧表

人間学研究科 臨床心理学専攻

区分	授業科目	単位数		開講形態	履修年次	開講区分	公認心理師科目	
		必修	選択					
倫理・自己成長	臨床倫理特論		2	講義	1	前期		
	セルフ・ディベロップメント特論		2	講義	1	後期		
	2単位以上修得							
臨床心理学専門科目	公認心理師科目	心理支援に関する理論と実践		2	講義	1	前期	★
		心理的アセスメントに関する理論と実践		2	演習	1	前期	★
		教育分野に関する理論と支援の展開		2	講義	1	後期	★
		司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開		2	講義	1	前期	★
		家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践		2	講義	1	後期	★
		保健医療分野に関する理論と支援の展開		2	講義	1	前期	★
		福祉分野に関する理論と支援の展開		2	講義	1	前期	★
		産業・労働分野に関する理論と支援の展開		2	講義	1	後期	★
		心の健康教育に関する理論と実践		2	講義	1	後期	★
		心理実践実習		10	実習	1・2	通年	★
	18単位以上修得							
応用科目	応用・発展系	認知神経心理学特論		2	講義	1	前期	
		生体反応・行動測定法特論		2	講義	1	後期	
		パーソン・センタード・セラピー特論		2	演習	1	前期	
		認知行動療法特論		2	演習	1	後期	
		投映法特論		2	演習	1	後期	
	地域支援系	地域支援臨床心理学特論Ⅰ		2	講義	1	前期	
		地域支援臨床心理学特論Ⅱ		2	講義	1	後期	
2単位以上修得								
研究指導	臨床心理研究演習	4		演習	2	通年		
	4単位以上修得							

※公認心理師受験資格取得要件

修了要件を満たすとともに、上表中、公認心理師科目の欄で指定された科目（★）をすべて修得すること。
 （ただし、学部における必要科目を修得していることが前提となります。）

3 実習計画

1 心理実践実習の内容

本研究科は、高度な学術研究の展開に加えて高度な専門性を有する職業人の育成を目的とすることから、実際の心理臨床実践の現場での体験を通して学ぶ「心理実践実習」において450時間の実習を行い、総合的な実践力を育みます。

1年次および2年次の2年間を通した通年科目として開講されます。実際の心理臨床の現場に実習生として参画し、直接、利用者の方との関わりも体験しながら、心理臨床の実践を学びます。具体的には、本学の附属心理臨床センターにおける実習と、大学外の実習協力施設（医療領域、福祉領域、教育領域の3施設）における実習を行います。大学外の実習については、現地での実習に加えて、大学内において事前・中間・事後指導も行います。またスーパービジョンプログラムも並行して行います。

●附属心理臨床センターにおける実習

1年次、2年次を通して、下記の内容を行う。

○インテーク面接陪席

1年次前期の中頃より随時、インテーク面接への陪席を体験する。インテーカーの指導のもとインテーク報告書を作成し、インテークカンファレンスにて発表する。

○ケース担当

インテーク面接陪席を体験した後、特定のクライアントのケース担当者となり、継続的にカウンセリングや遊戯療法等を担当する。担当ケースについて、ケース報告をまとめてケースカンファレンスにおいて発表する。

○ケースカンファレンスへの参加

1年次及び2年次を通して、定期的に開かれるケースカンファレンスに参加する。自分の担当ケースについてケース報告をするとともに、他者の報告ケースに対しても討論に参加し、ケースの理解を深める。

○受付、備品管理等のセンター業務担当

受付や備品管理等のセンター業務を当番制により担当する。窓口や電話でクライアント等と関わることを通して、基礎的なコミュニケーション力を高める。各相談室の備品管理や清掃などを通して、相談施設としての環境に対する理解を深める。

○地域向け公開講座等の運営

地域向けに開催される公開講座等の事前準備や当日運営に関わることで、地域支援のあり方に対する理解を深める。

●医療領域に関する学外施設での実習

原則として2年次の5～7月の時期に、実習協力施設である個々の病院・診療所の実状に応じて、下記の内容を行う。

- ・病院組織の理解
- ・医師の診察への陪席
- ・心理検査、各種心理療法、デイケア等への陪席
- ・入院患者等との関わり
- ・ケースカンファレンス等への参加 など

- 福祉領域に関する学外施設での実習
原則として2年次の8～9月の時期に、実習協力施設である個々の児童相談所や社会福祉施設の実状に応じて、下記の内容を行う。
 - ・児童相談所や社会福祉施設の組織の理解
 - ・心理検査や面接等への陪席
 - ・判定票や支援計画書等の作成指導
 - ・入所利用者等との関わり
 - ・処遇会議等への陪席 など

- 教育領域に関する学外施設での実習
原則として2年次の10～1月の時期に、実習協力施設である個々の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の実状に応じて、下記の内容を行う。
 - ・学校組織の理解
 - ・スクールカウンセラー業務の陪席
 - ・相談室・保健室登校の児童生徒との関わり
 - ・授業や部活動場面における児童生徒の観察
 - ・職員会議等への陪席 など

- スーパービジョンプログラム
スーパービジョンプログラム規定に基づき、1年間に15時間（2年間に30時間）以上、大学が委嘱したスーパーバイザーと一対一で面談し、自己分析や自身の担当するケースへの理解を深める。

4 研究指導と 修士論文

1 修士論文と学位の授与

- ①入学後、研究指導教員を定め、その指導のもとに1年次後期（11月）に論文の題目を研究科長に届出ます。
- ②2年次の前期（6月）に、研究計画や進捗状況等の中間発表を行います。
- ③論文を作成し、12月に提出します。12月末に論文の審査および試験を受け、審査の結果、認定された場合は修士（臨床心理学）の学位が授与されます。

諸 規 程 等

仁愛大学大学院学則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 仁愛大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法および学校教育法に違い、すべてのいのちのつながりの尊重と相互敬愛の仏教精神を基本とし、豊かな人間性の涵養と学術の理論および応用の教授研究を通し、その深奥を究めて、社会の発展に貢献する有為な人材を育成し、もって文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第 2 条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項の点検および評価に関する事項は、別に定める。

第 2 章 組 織

(課程、研究科、専攻および学生定員)

第 3 条 本大学院に修士課程を置く。

- 2 本大学院において設置する研究科、専攻およびその学生定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
人間学研究科	臨床心理学専攻	12名	24名

第 3 章 教職員組織

(教職員組織)

第 4 条 本大学院に研究科長、教育職員（教授、准教授、講師、助教、助手）、事務職員、技術職員、その他の職員を置く。

- 2 前項の教育職員については、学部の専任教員をもって充てることができる。
- 3 第 1 項の事務職員については、大学職員をもって充てる。

第 4 章 研究科教授会

(研究科教授会)

第 5 条 研究科に研究科教授会を置く。

(研究科教授会の構成)

第 6 条 研究科教授会は、研究科長および研究科に所属し、研究指導を担当する教授をもって組織する。

- 2 前項の規定にかかわらず、研究科教授会が必要と認めるときは、その他の教員を加えることができる。

(研究科教授会の任務)

第 7 条 研究科教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 一 学生の入学、修了
 - 二 学位の授与
 - 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 研究科教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 3 第 1 項第三号の学長が定める事項については、別に定める学長裁定によるものとし、研究科教授会に周知するものとする。

(研究科教授会の運営)

第 8 条 研究科教授会は、研究科長が招集し、その議長となる。

- 2 研究科教授会の運営に関しその他必要な事項は、別に定める。

第 5 章 標準修業年限および在学年限

(標準修業年限および在学年限)

第 9 条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

- 2 学生は、4年を超えて在学することはできない。ただし、第 18 条および第 19 条の規定により入学を許可された者は、第 26 条の規定により定められた在学すべき年数の 2 倍に相当する年数を超えて在学することはできない。
- 3 学生が、職業を有している等の事情により、第 1 項に定める標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修することを希望する場合は、別に定めるところにより、当該学生の修業年限を 3 年または 4 年とすることを認めることができる。

第 6 章 学年、学期および休業日

(学 年)

第 10 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学 期)

第 11 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とし、学年を次の 2 学期に分ける。

前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、前期の終了日及び後期の開始日を変更することができる。

(休業日)

第 12 条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

春期休業 3月10日から3月31日まで

夏期休業 8月1日から9月20日まで

冬期休業 12月24日から1月10日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、前項の休業日を変更し、又は休業日に授業を行い、若しくは臨時に休業日を定めることができる。

第7章 入学、退学および休学等

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第18条および第19条の規定により入学する者については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第14条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 学校教育法第52条の大学（以下この項において「大学」という。）を卒業した者
- 二 学校教育法第68条の2第4項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 六 専修学校の専門課程（修業年限が四年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 七 文部科学大臣の指定した者
- 八 大学に3年以上在学した者のうち、優れた成績をもって所定の単位を修得したと本大学院が認めた者
- 九 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

(入学の出願)

第15条 本大学院に入学を志願する者は、検定料を添えて、所定の書類を提出しなければならない。

- 2 前項の提出すべき書類および提出の時期・方法等については、別に定める。

(入学者の選考)

第16条 学長は、前条の入学志願者について、別に定めるところにより選考を行い、研究科教授会の議を経て合格者を決定する。

(入学手続きおよび入学許可)

第17条 合格者は、所定の期日までに、誓約書および身元保証書を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

- 2 所定の期日までに、前項の入学手続きを完了しない者は、合格を取消することができる。
- 3 学長は、第1項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学等)

第18条 学長は、他の大学院を修了し、もしくは退学した者または他の大学院に在学している者で本大学院への入学を志願する者があるときは、欠員の状況等により、選考の上、研究科教授会の議を経て、入学を許可することができる。

(再入学)

第19条 学長は、次条の規定により退学を許可された者で、本大学院に再入学を志願する者があるときは、欠員の状況等により、選考の上、研究科教授会の議を経て、入学を許可することができる。

(退学)

第20条 学長は、やむを得ない事情により退学しようとする者があるときは、本人の願い出により研究科教授会の議を経て退学を許可することができる。

(転学)

第21条 学長は、他の大学の大学院への入学を志願する者があるときは、本人の願い出により、研究科教授会の議を経て転学を許可することができる。

(留学)

第22条 学長は、外国の大学の大学院またはこれに相当する教育機関で学修することを志願する者があるときは、本人の願い出により、研究科教授会の議を経て、留学を許可することができる。

- 2 前項の許可を受けて留学した期間は、第9条に定める在学年限および第34条に定める在学期間に算入することができる。

(休学)

第23条 学長は、疾病その他やむを得ない事情により3ヶ月以上修学することのできない者があるときは、本人の願い出により、研究科教授会の議を経て、休学を許可することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は研究科教授会の議を経て、休学を命ずることができる。
- 3 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。
- 4 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 5 休学期間は、第9条に定める在学年限および第34

条に定める在学期間に算入しない。

(復学)

第24条 学長は、休学期間が満了するとき又は休学期間中にその理由が消滅したときは、本人の願い出により、研究科教授会の議を経て、復学を許可することができる。

(除籍)

第25条 次の各号の一に該当する者は、研究科教授会の議を経て、学長が除籍する。

- 一 第9条第2項に定める在学年限を超えた者
- 二 休学期間が通算して2年に達してもなお復学できない者
- 三 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 四 長期間にわたり行方不明の者

(編入学等の場合の取扱)

第26条 第18条または第19条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目および単位数の取扱いならびに在学すべき年数については、研究科教授会の議を経て、学長が決定する。

第8章 教育課程および履修方法等

(授業科目)

第27条 本大学院において開設する授業科目の種類および単位数等は、別表1のとおりとする。

(免許・資格等に関する授業科目)

第28条 前条に定めるもののほか、免許・資格等に関する授業科目を置くことができる。

(単位の計算方法及び授業の方法)

第29条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果および授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義および演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - 二 実験および実習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、教育上特に必要と研究科教授会が認める場合には、単位の計算を変更することができる。
 - 3 文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
 - 4 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規程により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

(履修する授業科目の届出)

第30条 学生は、その年度に履修する授業科目を所定の期限までに、学長に届け出なければならない。

(単位の授与)

第31条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、授業科目の種類によっては、その学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(成績の評価)

第32条 成績の評価は、S、A、B、C、E、Fをもって表わし、S、A、B、Cを合格とする。

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第33条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院との協議に基づき、学生が当該大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、研究科教授会の議を経て、10単位を超えない範囲で本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、第22条の定めにより、学生が外国の大学の大学院等に留学する場合に準用する。
- 3 認定手続等については、別に定める。

第9章 修了および学位等

(修了要件)

第34条 本大学院、修士課程に2年(第18条又は第19条の規定により入学を許可された者にあつては第26条の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、別表1に定める修了要件の36単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格した者については、研究科教授会の議を経て、学長が修士課程の修了を認定する。

- 2 前項の場合において、修士課程の目的に照らし適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
- 3 修士論文の審査及び試験は、研究科教授会に審査委員会を設けて行うものとし、その合否は、審査委員会の報告に基づく研究科教授会の議を経て、学長が決定する。

(学位)

第35条 学長は、前条の規定により修了が認定された者に、研究科教授会の議を経て次の修士の学位を授与する。人間学研究科臨床心理学専攻 修士(臨床心理学)

- 2 学位に関し必要な事項は別に定める。

第10章 検定料、入学料、授業料等およびその他の費用

(検定料等の金額)

第36条 本大学院の検定料、入学料、授業料等の金額は、別表2のとおりとする。

(授業料等の納入期)

第37条 授業料等は、前期・後期の2期に分けて、4月および10月の所定の期日までに納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者

については、延納を認めることができる。

(退学および停学の場合の授業料等)

第38条 学期の途中で退学し、または除籍された者の当該学期分の授業料等は、徴収する。

2 停学期間中の授業料等は、徴収する。

(留学の場合の授業料等)

第39条 学期の全期間にわたり、留学を許可された者については、その学期の授業料等を免除する。ただし、別表3に定められた在籍料を納入しなければならない。指定された期間に在籍料を納入しない者は、留学許可を取り消す。

2 学期の中途において留学し、または留学を終えた者は、その学期の授業料等を全額納付しなければならない。

(休学および復学の場合の授業料等)

第40条 学期の全期間にわたり、休学を許可されまたは命じられた者については、その学期の授業料等を免除する。ただし、別表3に定められた在籍料を納入しなければならない。指定された期間に在籍料を納入しない者は、休学許可を取り消す。

2 学期の中途において、休学または復学した者は、その学期の授業料等を全額納付しなければならない。

(その他の費用)

第41条 実験・実習費その他必要な費用（以下「その他の費用」という。）は、別にこれを徴収する。

2 学期の全期間にわたり、休学を許可されまたは命じられた者および留学を許可された者については、その学期の前項の費用を免除する。

3 学期の中途において、退学し、または除籍された者、留学しまたは留学を終えた者および休学または復学した者は、その学期の第1項の費用を全額納付しなければならない。

(納付した授業料等)

第42条 納付した検定料、入学料、授業料等およびその他の費用は、原則として返付しない。

第 11 章 科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生および外国人留学生

(科目等履修生)

第43条 学長は、本大学院において特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、教育に支障のない限りにおいて選考の上、研究科教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生には、単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第44条 学長は、他の大学の大学院に在学している者で、本大学院において特定の授業科目を履修しようとする者があるときは、研究科教授会の議を経て、当該他大学の大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生には、単位を与えることができる。

3 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第45条 学長は、本大学院において特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、教育及び研究に支障のない限りにおいて選考の上、研究科教授会の議を経て、特別研究学生として入学を許可することができる。

2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第46条 学長は、外国人で、大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、研究科教授会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第 12 章 賞 罰

(表 彰)

第47条 学生として表彰に値する行為があった者は、研究科教授会の議を経て学長が表彰する。

(懲 戒)

第48条 本大学院の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、研究科教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学および退学とする。

3 懲戒処分の手続きに関し必要な事項は、別に定める。

第 13 章 厚生保険

(健康管理)

第49条 学生は、定期に行う健康診断を受けるほか、随時健康診断を受けて、疾病の予防と健康の増進につとめなければならない。

2 厚生並びに保健に関する施設およびその利用方法については、別に定める。

第 14 章 雑 則

(学則の改正)

第50条 この学則の改正は、評議会の議を経て、理事会において行う。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

この学則は、令和5年5月29日に改正し、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (大学院学則第27条・研究科規程第4条関係)
人間学研究科臨床心理学専攻授業科目

区 分	授 業 科 目	公 認 心 理 師 科 目	単 位 数	
			必修	選択
倫理・自己成長 科目	臨床倫理特論			2
	セルフ・ディベロップメント特論			2
2単位以上修得				
公認心理師科目	心理支援に関する理論と実践	★		2
	心理的アセスメントに関する理論と実践	★		2
	教育分野に関する理論と支援の展開	★		2
	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	★		2
	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	★		2
	保健医療分野に関する理論と支援の展開	★		2
	福祉分野に関する理論と支援の展開	★		2
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	★		2
	心の健康教育に関する理論と実践	★		2
	心理実践実習	★		10
18単位以上修得				
臨床心理学専攻 応用科目	認知神経心理学特論			2
	生体反応・行動測定法特論			2
	パーソン・センタード・セラピー特論			2
	認知行動療法特論			2
	投映法特論			2
	地域支援系			
地域支援臨床心理学特論Ⅰ			2	
地域支援臨床心理学特論Ⅱ			2	
2単位以上修得				
研究指導 科目	臨床心理研究演習		4	
	4単位以上修得			
単位数合計			4	46

(注1) 履修方法及び修了要件
2年以上在学し、当該期間中に、36単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格すること。

(注2) 各科目区分ごとの所定単位数をそれぞれ修得しなければならない。

(注3) 公認心理師国家試験の受験資格を取得しようとする者は、記号欄の★印の科目を履修しなければならない。

別表2 (大学院学則第36条関係)

検定料、入学料、授業料等の金額

(単位：円)

種 別	金 額
検 定 料	30,000
入 学 料	230,000 (115,000)
授 業 料 (年 額)	1 年生 600,000 2 年生 600,000
教育充実費 (年 額)	1 年生 160,000 2 年生 410,000

備 考

- 1 入学料の項中 () 内の金額は、本学出身者の入学料の額を示す。
- 2 学長は、別に定めるところにより、この表に掲げる検定料等を減免することができる。

別表3 略

仁愛大学大学院人間学研究科規程

(目的)

第1条 この規程は、仁愛大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか、仁愛大学大学院人間学研究科（以下「本研究科」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(専攻)

第2条 本研究科に臨床心理学専攻を置く。

(教育研究上の目的)

第3条 本研究科臨床心理学専攻は、人間学的視点と、心理に関する高度の専門知識を基盤とした心理臨床のための研究能力と実践的技法の修得を目指す。

(カリキュラム・ポリシー及び授業科目)

第4条 公認心理師法施行規則で定められた大学院における公認心理師となるために必要な科目を基盤とし、理論・実践・研究の3領域における総合的な能力を育成するため、次の点を重視した教育課程の編成を行う。

- (1) 臨床心理学およびその近接領域における専門的な知識を習得し、その知識を実践に生かせる能力を育成する。
- (2) 教育、医療、福祉の現場における研修及び附属心理臨床センターでの研修を通し、心理臨床における実践的な能力を育成する。
- (3) 専門的な知見及び臨床実践を研究論文としてまとめることにより、研究能力の基礎を培う。

- 2 本研究科において開設する授業科目の種類、単位数等は、大学院学則別表1のとおりとする。
- 3 公認心理師法施行規則第2条で定める科目に関する本研究科における開講科目は、別表1のとおりとし、同表に定めるところにより所要の科目を履修しなければならない。
- 4 授業科目等の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(履修方法の特例)

- 第5条 大学院学則第9条第3項の規定により、学生が標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修することを長期履修といい、必要な事項は、別に定める。
- 2 社会人入学生については、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第14条に基づく教育を行うことができる。
 - 3 学長は、履修方法の特例の適用を希望する学生がある場合は、研究科教授会の議を経て、可否を決定する。

(研究指導等)

第6条 本研究科における、学生の研究指導については、仁愛大学大学院履修規程の定めるところによる。

(ディプロマ・ポリシー及び修了要件)

第7条 本研究科の教育課程において所定の単位を修得した上で、修士論文の審査に合格し、次の能力や資質を備えた学生に対して修士課程修了を認定し、学位を授与する。

- (1) 臨床心理学に関する高度な専門的知識と技能を習得し、さまざまな心理臨床領域においてひろく実践活動に取り組むことができる。
- (2) 社会のニーズを臨床心理学的視点から検討し、自己の研究課題を明確に意識し、自ら学習し研究することができる。
- (3) 自己の使命と責任を自覚し、併せて自己の能力と限界を自覚し、倫理観をもって社会に貢献することができる。

2 修士課程の修了要件は、大学院学則第34条の定めるところによる。

(アドミッション・ポリシー及び入学者の選抜方法)

第8条 建学の精神のもと臨床心理学的支援を実践できる専門的職業能力を有する人材を養成するという目的を達成するために、次のような能力や資質を持つ人を受け入れる。

- (1) 心理学の基礎的な知識をもち、論理的かつ柔軟な思考ができる人。
- (2) 向上心をもって大学院での活動に真摯に取り組む姿勢をもつ人。
- (3) 他者の立場に立つて感じ、考え、他者と安定した人間関係を構築することができる資質をもった人。
- (4) 高度専門的職業人として社会に貢献する強い意欲をもつ人。

2 大学院学則第16条の規定による本研究科の入学者の選抜方法は、入学者選抜試験の出願時に研究計画書の提出を求めるとともに、学科試験および面接試験を行い、これらを総合的に判定して選抜する。

3 前項のほか本研究科の入学者の選抜に関し必要な事項は、募集要項において定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、研究科教授会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし平成29年度以前の入学者については従前のおりとする。
- 3 この規定は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前の入学生については、従前のおりとする。

別表1(研究科規程第4条関係)

公認心理師法施行規則第2条で定める科目		本研究科での開講科目	
		科目名	単位数
1	保健医療分野に関する理論と支援の展開	保健医療分野に関する理論と支援の展開	2
2	福祉分野に関する理論と支援の展開	福祉分野に関する理論と支援の展開	2
3	教育分野に関する理論と支援の展開	教育分野に関する理論と支援の展開	2
4	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	2
5	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2
6	心理的アセスメントに関する理論と実践	心理アセスメントに関する理論と実践	2
7	心理支援に関する理論と実践	心理支援に関する理論と実践	2
8	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	2
9	心の健康教育に関する理論と実践	心の健康教育に関する理論と実践	2
10	心理実践実習(実習の時間が四百五十時間以上のものに限る。)	心理実践実習	10

全科目を修得すること。

仁愛大学学位規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定、仁愛大学学則（以下「本学学則」という。）および仁愛大学大学院学則（以下「本学大学院学則」という。）に基づき、仁愛大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学 位)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士および修士とする。

〈第2章 学士（第3条～第6条）省略〉

第 3 章 修 士

(修士の学位)

第 7 条 本学大学院において授与する学位は、次の表のとおりとする。

研究科	専 攻	学位の種類(専攻分野の名称)
人間学研究科	臨床心理学専攻	修士(臨床心理学)

(修士の学位授与の要件)

第 8 条 修士の学位は、本学大学院学則に基づき、修士課程を修了した者に授与する。

(修士の学位記の様式)

第 9 条 修士の学位記の様式は、様式第2号のとおりとする。

(修士の学位授与の時期)

第10条 修士の学位記授与の時期は3月または9月とする。

第 4 章 雑 則

(学位の名称)

第11条 学位を授与された者が、その学位名称を用いるときは、「仁愛大学」の名称を付記するものとする。

(学位の取消し)

第12条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき、またはその名誉を汚す行為があったときは、教授会または研究科教授会の議を経て、当該学位を取り消し、学位記の返還を求めることができる。

(細 則)

第13条 この規程に定めるもののほか、学士の学位に関し必要な事項は教授会が、修士の学位に関し必要な事項は研究科教授会が別に定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

仁愛大学大学院修士の学位に関する細則

(目 的)

第 1 条 この細則は、仁愛大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第35条および仁愛大学学位規程（以下「学位規程」という。）第13条に基づき、仁愛大学（以下「本学」という。）が授与する修士の学位に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(修士論文の題目の提出)

第 2 条 修士の学位論文（以下「修士論文」という。）を提出しようとする者は、本学大学院履修規程第2条に定める研究指導教員の承認を得た論文題目について、修士論文題目届（様式第1号）により、研究科教授会が定める期日までに研究科長に届け出なければならない。

(中間発表)

第 3 条 前条の修士論文の題目を提出した者は、研究指導教員の指導に基づき、研究科教授会が定める期日に修士論文に関する中間発表を行う。

(修士論文の提出)

第 4 条 修士論文を提出する者は、研究指導教員の承認を得たうえで、修士論文審査願（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて、研究科教授会の定める期日までに研究科長に提出しなければならない。

(1) 修士論文1篇3部（正1部、副2部）

(2) 修士論文の要旨3部（正1部、副2部）

2 前項の修士論文には、参考として他の自著または共著の論文を添付することができる。また、研究科長は、必要があるときは、修士論文に関係のある資料の提出を求めることができる。

(審査の付託)

第 5 条 研究科長は、前条の修士論文を受理したときは、研究科教授会にその審査を付託する。

(審査委員会)

第 6 条 研究科教授会は、前条の審査を付託されたときは、研究科教授会が選出する委員で構成する審査委員会を設ける。

2 審査委員会は、研究指導教員を含む研究科の教員2人の委員で組織し、研究指導教員が主査、その他の者が副査を務める。

(審査および試験)

第 7 条 審査委員会は、修士論文の審査および試験を行う。

2 試験は、修士論文および当該論文に関連する学問分野について口頭試問を行う。

3 修士論文の審査および試験は、以下の観点で評価する。

(1) 研究テーマの明確性（問題意識をもち、課題設定が適切であること）

(2) 先行研究の把握と理解（先行研究を適切に検討し、整理していること）

(3) 研究方法の適切性（倫理的配慮に基づき適切な研究方法や分析が用いられていること）

(4) 論理構成の的確性（論文構成が的確で論理展開に整合性・一貫性があること）

(5) 学術的・社会的意義（研究内容が心理臨床に資するものであること）

(審査結果の報告)

第 8 条 審査委員会は、修士論文の審査および試験を終えたときは、その審査結果と試験の結果について、修士論文審査および試験結果報告書（様式第3号）により、研究科教授会に報告する。

(研究科教授会の審議)

第 9 条 研究科教授会は、前条の報告に基づき、可否につい

- て審議する。
- 前項の審議には、研究科教授会の構成員の過半数の出席を必要とし、出席者の過半数の賛成がなければならない。
 - 研究科教授会が前項の審議をしたときは、研究科長は、その氏名、修士論文の審査結果および試験の結果を文書により、学長に報告する。

(修士の学位授与)

第10条 学長は、前条の報告に基づき、修士の学位の授与を決定した者には、学位記を授与する。また、修士の学位を授与できないと決定した者には、その旨を通知する。

(雑則)

第11条 本細則に定めるもののほか、修士の学位に関して、その他の必要な事項があるときは、研究科教授会において定める。

(細則の改廃)

第12条 この細則の改廃は、研究科教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。
この細則は、令和6年4月1日から施行する。
ただし、令和5年度以前の入学者については従前のとおりとする。

仁愛大学大学院履修規程

(目的)

第1条 仁愛大学大学院（以下「本大学院」という。）における授業科目の履修方法等については、仁愛大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(研究指導教員・研究指導)

- 第2条 研究科に、学生の研究指導を担当する研究指導教員をおく。研究指導教員は、「臨床心理研究演習」を担当する。
- 研究指導は、学生1人ごとにその内容が定められるものとする。また、研究指導教員が、学生の研究指導上特に必要と認めた場合は、研究指導補助教員1人を副指導教員としておくことができるものとする。

(履修の届出)

- 第3条 学生は、各学期の初めに、研究指導教員の指導の下に履修する授業科目を決定し、指定の期間内に所定の様式により学務課に届けなければならない。
- 学部の授業科目を履修しようとする者には、研究指導教員および当該授業科目の担当教員の承諾を得たうえで履修を許可することがある。なお、これにより修得した単位は、修了の要件となる単位には算入しない。
 - 仁愛大学以外の大学出身者は、学部の「仏教の人間観」を聴講すること。

(単位の計算方法)

- 第4条 各授業時間の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果および授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
- 講義科目については、15時間の授業と30時間の自習時間をもって1単位とする。

- 演習科目については、15時間の授業と30時間の自習時間をもって1単位とする。
- 実験および実習については、30時間の授業と15時間の自習時間をもって1単位とする。ただし次の科目については、45時間の授業をもって1単位とする。「心理実践実習」

(成績の評価方法)

第5条 成績の評価は、試験、論文及び研究報告等により行う。
(成績評価の基準)

第6条 大学院学則第32条に定める成績評価の基準は次のとおりとする。

成績評価	素点基準	単位認定
S	100～90点	合格
A	89～80点	
B	79～70点	
C	69～60点	
E	59～0点	不合格
F	(出席数不足)	

(GPA)

第6条の2 前条の成績の評価に以下のグレード・ポイント（以下「GP」という。）を付与し、各学期ごとに全履修科目の単位あたりの平均値（グレード・ポイント・アベレージ。以下「GPA」という。）を算出する。

成績評価	GP
S	4
A	3
B	2
C	1
E	0
F	0

- (1) GPAの計算は、以下の計算式により算出する。
(小数点第2位以下切捨て。)

$$GPA = \frac{[(\text{科目の単位数}) \times (\text{その科目で得たGP})] \text{の総和}}{\text{履修登録した単位数の総和}}$$

- (2) GPAの算出日は各学期末とする。また、各学期の学期GPAおよび入学後の通算GPAを算出する。

(諸規程の準用)

第7条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法、試験等については、学部学生に関する規程を準用する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、研究科教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。
この規程は、令和6年4月1日から施行する。
ただし、令和5年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

仁愛大学大学院長期履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、仁愛大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第9条第3項および仁愛大学大学院人間学研究科規程（以下「研究科規程」という。）第5条の規定に基づき、長期履修に関して必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 長期履修の申請をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、標準修業年限（2年）で修了することが困難であると認められる者とする。

- (1) 有職者であって、職務上の事情により著しく学修時間の制約を受ける者
- (2) 家事、育児、介護等に従事している者で、その事情により著しく学修時間の制約を受ける者
- (3) その他特別の事情により著しく学修時間の制約を受ける者

(履修期間)

第3条 長期履修の期間は、入学時から起算して3年または4年とする。

(申請手続)

第4条 長期履修を希望する者は、入学試験時に長期履修の申込みをし、入学後指定した期日までに「長期履修申請書」（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、研究科長に申請しなければならない。

- (1) 第2条第1号の該当者 在職証明書または在職が確認できる書類
- (2) 第2条第2号または第3号の該当者 当該事実または事情を証する書類または申立書

2 第1項の申請に対しては、研究科教授会の議を経て、学長が許可する。

(履修期間の短縮)

第5条 長期履修を認められた者（以下「長期履修生」という。）が、在学中に申請事由が消滅した場合は、当該期間の短縮（長期履修の取り止めを含む。）を申請することができる。

- 2 前項の短縮を希望する場合は、研究指導教員の承認を得て、長期履修期間短縮申請書（様式第2号）を希望する修了予定年度の1月末日までに研究科長に申請しなければならない。
- 3 第1項の申請に対しては、研究科教授会の議を経て、学長が許可する。

(長期履修の期間延長)

第6条 長期履修の期間は、延長することができない。

(長期履修生の授業料等)

第7条 長期履修生の授業料等は、大学院学則第36条の規定にかかわらず、標準修業年限に相当する授業料等の総額を長期履修期間の年数に分けて納付するものとする。

- 2 前項の授業料等の金額については、別に定める。
- 3 第5条の規定により長期履修の期間の短縮が認められたときは、第1項の規定により授業料等の額を再計算するものとする。なお、再計算の結果、授業料等の納付総額に不足が生じた場合は、短縮を認められた年度の指定された期間に不足額を納付するものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、研究科教授会および評議会の議を経て学長が行う。

附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

仁愛大学大学院スーパービジョンプログラム規程

(趣旨)

第1条 公認心理師を目指す本学大学院生（以下「院生」という。）に、カウンセリングの豊富な経験を有するスーパーバイザーと一対一で自己分析の援助を受けながら、実習等における実践例について、カウンセリングの方法等に関する指導を受けることを義務付けることにより、院生が自己の人間性の確立を図りながら、高度な専門的職業能力をより迅速かつ効果的に身につけることを目的として、このスーパービジョンプログラム規程を制定する。

(スーパーバイザーの選任基準等)

第2条 スーパーバイザーは、次の各号に該当する者の中から、研究科教授会において適当と認められたものについて、大学が委嘱するものとする。

- (1) 公認心理師の資格を有する者または精神科医であること
- (2) 10年以上のカウンセリングの実務経験を有する者
- (3) カウンセリング実践を常態としていること
- (4) 心理査定ができること

2 前項の規定にかかわらず、スーパーバイザーを担当するにふさわしい指導能力を有する者と研究科教授会が特に認めた場合は、スーパーバイザーとして選任することができる。

(スーパーバイザーの役割等)

第3条 スーパーバイザーの役割は次のとおりとする。

- (1) 院生の附属心理臨床センターでのケースに関する助言、指導を行うこと
- (2) 院生の自己分析を援助すること
- (3) 職業教育及び職業倫理について助言・指導を行うこと

2 スーパーバイザーは、院生が大学院で履修すべき科目の認定に関することには触れないこととする。

(院生の指導依頼等)

第4条 院生の指導依頼は、大学側から提示されたスーパーバイザーに直接面談し、大学発行の委嘱状を手渡して、年間の契約をするものとする。

- 2 スーパービジョンの学習内容、方法等は、原則として、当該スーパーバイザーに任せることとする。

(スーパービジョンプログラムの履修)

第5条 院生は、1年間に15時間（2年間で30時間）以上、スーパーバイザーの指導を受けなければならない。

- 2 院生は、スーパーバイザーの指導内容について、年度ごとにレポートを作成し、研究科長に提出しなければならない。

(経費の負担)

第6条 スーパーバイザーの指導に要する費用は、原則として院生の負担とする。ただし、大学は、予算の範囲内において当該費用の一部を助成することがある。

(規程の改廃)

第7条 この規程は、研究科教授会の議を経て学長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前の入学生については、従前のとおりとする。

仁愛大学附属心理臨床センター規程

(目的)

第1条 この規程は、仁愛大学（以下「本学」という。）学則第4条第1項第2号に定める附属心理臨床センター（以下「心理臨床センター」という。）の事業、組織、運営等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業目的)

第2条 心理臨床センターは、本学の建学の理念に則り、心理臨床の実践並びに研究を通じて、本学の教育に寄与する一環として、本学大学院人間学研究科臨床心理学専攻にかかわる大学院生の臨床教育の実習施設としての役割を果たすとともに、市民への相談援助活動等を通して地域社会に貢献することを事業目的とする。

(事業内容)

第3条 心理臨床センターは、前条の事業目的を達成するために、主たる事業所を本学F号館（大学院棟）1階に置き、次の事業を所管するほか、地域等の関連において学外で事業を行うことができる。

- (1) 本学学生及び大学院生の臨床教育（訓練・実習）
- (2) 市民にかかわる心理臨床活動の一環として相談援助活動。（相談は有料とし、申し込み方法・料金等については別に定める。）
- (3) 心理臨床にかかわる学術調査・研究及びその成果の発表と刊行
- (4) 心理臨床の研修活動及び研修会並びに講演会の開催
- (5) 地域社会との連携強化を図るため心理臨床に関連した事業の実施
- (6) 学校法人福井仁愛学園の設置校への心理臨床に関する支援
- (7) その他前条に定める事業目的を達成するために必要と認められる事項

(構成員)

第4条 心理臨床センターの構成員は、次のとおりとする。

- (1) センター長 1名
- (2) 主任 1名
- (3) 臨床教育研究員 1名
- (4) カウンセラー（専任教員・非常勤）若干名
- (5) 研修生 若干名
- (6) 研修員 若干名
- (7) 事務職員 若干名

2 前項各号に定める者のほか、特に必要のある場合は、副センター長（1名）を置くことができる。

(センター長・主任)

第5条 センター長は、本学専任教員で、原則として臨床心理学領域の教授の中から、評議会の議を経て学長が任命する。

2 センター長は、心理臨床センターの業務を統括し、所属する職員を指揮・監督する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(副センター長)

第5条の2

副センター長は、センター長との協議により学長が任命する。

2 副センター長は、センター長を補佐するとともに職員を指揮し、センター長の指示により、その職務の一部を代行することができる。

3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(主任)

第5条の3

主任は、センター長との協議により学長が任命する。

2 主任は、センター長及び副センター長（第4条第2項の規定により副センターが置かれている場合に限る。以下「センター長等」という。）を補佐する。

3 主任の任期は2年とし、再任を妨げない。

(臨床教育研究員)

第6条 臨床教育研究員は、公認心理師の資格を有することを要件とし、センター長の進達を受けて、学長が任命する。

2 臨床教育研究員は、センター長等及び主任のもと心理臨床センターの実務上の運営・コーディネートにあたるものとする。

3 主な所管事項は、業務の企画・運営、臨床相談活動と関連研究、研修員・研修生の臨床教育（訓練・実習）、非常勤カウンセラーへの指示・助言、大学院との連携に関する事等とする。

4 臨床教育研究員の任期は1年とする。ただし、特別の理由がある場合は任期を延長することができる。

5 臨床教育研究員に関して必要な事項は別に定める。

(カウンセラー)

第7条 カウンセラーは、心理臨床についての研究と実際の相談援助活動、研修生の教育（訓練・実習）を行う。

2 カウンセラーは、次の者をもって充てる。

(1) 本学の専任教職員の中からセンター長の進達に基づき、学長が任命した者

(2) 公認心理師の資格を有し、又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者の中から、運営委員会の議を経てセンター長の進達に基づき、学長が任用した者

3 非常勤カウンセラーの任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 非常勤カウンセラーに関して必要な事項は別に定める。

(研修生)

第8条 研修生は、第3条第1号による本学学生及び大学院生の臨床教育の一環として、心理臨床センターにおいて本学大学院人間学研究科臨床心理学専攻の大学院生の「心理実践実習」を行う。なお、センター長が指導助言上必要と認める事項についての活動の陪席・補助等に従事することができる。

2 実習期間中の身分を心理臨床センター研修生とする。

3 第1項の実習の単位を修得していても、修士論文の未提出その他の理由で修士課程を修了していないものは研修生としての身分を継続させるものとする。

(研修員)

第9条 心理臨床センターにおいて研修することを希望する者がいるときは、心理臨床センターに支障のない限り、心理臨床センター運営委員会の議を経て、学長が許可する。

2 大学院修士課程を修了した者又はこれと同等以上の学力と経験があると認められた者とする。

3 研修員の研修期間は1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、研修期間を延長することができる。

4 研修員に関して必要な事項は別に定める。

(職員)

第10条 事務職員はセンター長の命を受け、所管事務を処理する。

(心理臨床センター運営委員会)

第11条 心理臨床センターの運営に関する事項を協議するために、心理臨床センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 3 委員は、人間学研究科長、人間学部長、センター臨床教育研究員、本学専任教職員よりセンター長が必要と認めた者より、学長が委嘱する。
- 4 運営委員会は、互選により、副委員長1名及び書記1名を選出する。
- 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 6 運営委員会の細目は、仁愛大学附属心理臨床センター運営委員会規定による。

(委員長、副委員長及び書記の職務)

- 第12条 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 3 書記は、会議の記録及び資料等の保存に努め、会議終了後速やかに委員会会議記録を作成し、委員長を経由して学長に提出しなければならない。

(専門委員会)

- 第13条 運営委員会に、特定の事項を審議するための専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会については別に定める。

(構成員の責務)

- 第14条 心理臨床センターの構成員は、心理臨床に携わる者としての社会的責任を自覚し、その責務に応えるよう研鑽に努めなければならない。
- 2 心理臨床センターの構成員は、職務上知り得た秘密を漏洩してはならず、かつ、倫理に関する事項については、別に定める心理臨床に係る倫理綱領を遵守しなければならない。

(相談援助活動の記録)

- 第15条 心理臨床センターの構成員は、相談援助活動に関して、その内容を客観的かつ正確に記録しておくよう努めなければならない。
- 2 相談援助活動の記録は、第13条第2項に規定する個人情報情報の守秘に配慮し適正に保管するとともに、原則として対象者との相談活動が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しておくなければならない。
 - 3 保存期間を過ぎた相談援助活動の記録については、第13条第2項の規定に配慮し適正に廃棄しなければならない。廃棄処分の方法については「仁愛大学文書保存規程」の定めるところによるものとする。

(利用)

- 第16条 心理臨床センターの利用に関する内規は別に定める。

(規程の改廃)

- 第17条 この規程の改廃は、委員会の発議により評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

応急奨学金規程

(目的)

- 第1条 この規程は、仁愛大学及び仁愛大学大学院の応急奨学金（以下「奨学金」という。）に関し、必要な事項を定める。

(奨学生の資格)

- 第2条 次の各号の理由により著しく修学が困難となった者で、学業成績が優秀であり、修学継続の意思が強固と認められる在学生並びに災害救助法が適用された風水害・火災などの災害が発生した年度の翌年度に本学に入学する者に対し、学生生活を援助するために奨学金として第3条に定める額を給付するものとする。但し、社会人入学生および社会人編入試験による編入学生ならびに外国人留学生を除く。
- (1) 主たる学資負担者が死亡し、もしくは疾病により学資負担が困難となった場合
 - (2) 主たる学資負担者が風水害・火災などの災害により学資負担が困難となった場合
 - (3) その他特別な理由により、この奨学金の対象とすることが特に必要であると学長が認める場合

(給付額)

- 第3条 奨学金の給付額は申請のあった学期の授業料及び教育充実費の2分の1の額とする。但し、災害救助法が適用された風水害・火災などの災害に係る給付額は、別表1のとおりとする。
- 2 給付の対象とする奨学生の人数が相当規模に上る場合は、前項に規定する給付額について、その額を変動させて給付するものとする。その場合の変動額は、人数規模の状況に応じて適切に定めるものとする。
 - 3 奨学金の給付を受ける学生のうち、大学等における修学の支援に関する法律に基づき実施される高等教育の修学支援制度並びに仁愛大学特待生規程の適用を受ける者については、給付対象の重複分を除いて給付等を行うものとする。

(申請)

- 第4条 奨学金を希望する者は、指定する期日までに次の表に定める提出すべき書類を添えて、学長に提出しなければならない。なお、在学中に申請できる回数は1回とする。但し、第3条第1項但し書きに定める災害に係る給付の場合は、災害ごとに1回の申請とする。

書 類	摘 要
応急奨学金申請書	本学所定用紙(別紙様式1)
所得証明書	所得のある家族全員分(市町村発行)
特別の事情を証明する書類 (いずれか1通)	○学資負担者が死亡したことを証する書類 ○学資負担者の疾病を証する医師の診断書 ○学資負担者が災害を受けたことを証する書類 ○その他学長が必要と認める書類

(申請期間)

- 第5条 災害救助法が適用された風水害・火災などの災害に係る申請の場合は、原則として、当該災害等の発生から1年以内とする。

(審査及び決定)

- 第6条 前条により希望者から申請書の提出があった場合、評議会の審査を経て学長が採否の決定を行う。
- 2 審査にあたっては希望者の事情に配慮するものとし、必要あるときは当該学生から説明を聴取できるものとする。

(通知)

- 第7条 学長は、前条第1項の規定により決定を行ったとき

は、奨学生選考結果通知書（別紙様式2）により、その結果を通知するものとする。

（奨学金の給付）

第8条 前条により奨学金を給付されることとなった者（以下「奨学生」という。）は、指定された期日までに次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 誓約書（別紙様式3）
- (2) 奨学金振込口座届（別紙様式4）

（奨学金の給付方法）

第9条 奨学金は、前条の手続き完了後、すみやかに奨学生の預金口座に振込むものとするが、授業料等が未納の場合には、徴収する授業料等と相殺することができる。また当該学期の授業料及び教育充実費が既に納付されている場合は、翌学期に給付を受けることができる。

（奨学生資格の取消し）

第10条 次の各号に該当するときは、奨学生の資格を取消すとともに、給付した額を徴収する。

- (1) 奨学金の申請内容に不正事実がみつめられたとき
- (2) 本学学則に定める賞罰に関する規程による処分を受けたとき

（奨学生への教育ローン援助）

第11条 奨学生が、学納金を納付するために金融機関の取り扱う教育ローンを利用した場合は、在学中の利子分を残存する在学期間に応じ給付する。給付額は、教育ローンの利子のうち年利相当額（年間上限50,000円）とする。

（事務の所管）

第12条 奨学金に関する事務は、学生支援センター学務課が行う。ただし、給付に関する事務は事務局経理課が行う。

（規程の改廃）

第13条 この規程の改廃は、評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和6年1月16日から施行する。
- 2 この規程を適用して給付する災害等は、令和6年1月1日以降に発生した災害等とする。
- 3 第3条第1項別表1で定める主たる学資負担者の収入金額については、経済的支援に関連する公的な制度における学資負担者の定義及び当該学資負担者の収入金額の基準額等が改定された場合は、別表1に定める金額にかかわらず、同公的な制度において改定された後の定義に基づく学資負担者及び収入金額の基準額等を適用するものとする。

〔別表1〕（第3条関係）

(1) 災害救助法が適用された風水害・火災などの災害に係る給付額

区分	罹災の状況等	給付額
1	○住居が全壊・全焼・全流出 ○主たる学資負担者の死亡もしくは行方不明又は長期療養中若しくは重度の障害を負った場合 ○その他上記に準ずる場合	当該学期の授業料及び教育充実費の全額相当額
2	○住居が大規模半壊 ○主たる学資負担者の休業・失職その他の理由により経済的困難に陥った場合(※1) ○その他上記に準ずる場合	当該学期の授業料及び教育充実費の半額相当額
3	○住居が中規模半壊・半壊及び床上浸水 ○その他上記に準ずる場合	5万円
4	○住居が準半壊・一部損壊及び床上浸水 ○その他上記に準ずる場合	1万円

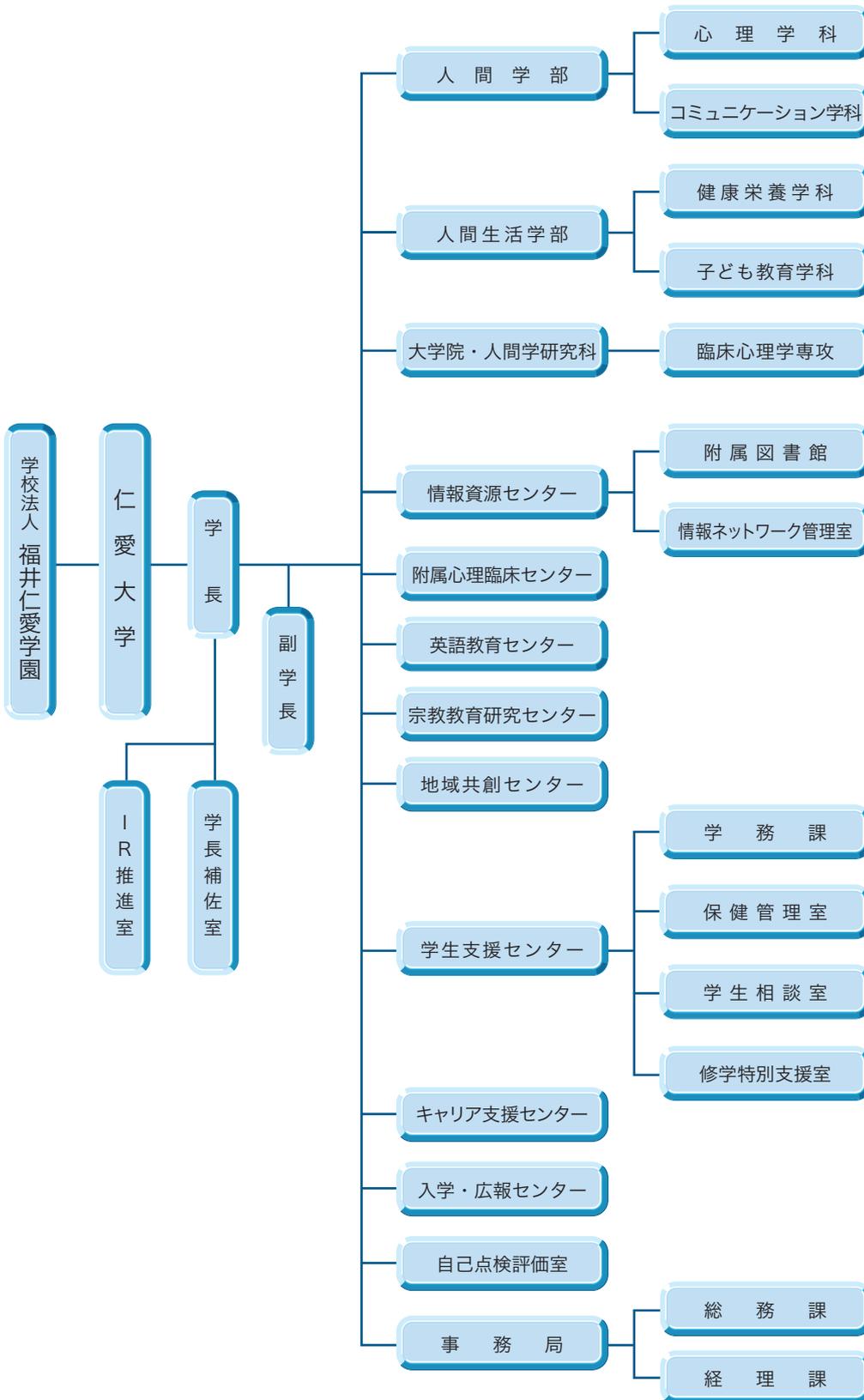
※1 罹災の状況等が主たる学資負担者の経済的困難に該当する場合には、当該災害罹災時の主たる学資負担者の収入金額が、次のとおりであることを給付の条件とする。

1. 給与所得者 841万円以下
2. 給与所得者以外 355万円以下

(2) 災害救助法が適用された風水害・火災などの災害が発生した年度の翌年度に本学に入学する者に対する上記以外の給付

区分	給付項目	給付基準	給付額
A	入学検定料	罹災の状況等が、上表区分1～4のいずれかに該当する場合に給付	入学試験1回分の検定料相当額 本学独自の入学試験の場合は、30,000円、大学入学共通テスト利用選抜入試の場合は15,000円とする。
B	入学金	罹災の状況等が、上表区分1又は2に該当する場合に給付	入学金全額相当額

大学組織図



大学院教員構成

職名	氏名
学長	田代 俊孝
研究科長	杉島 一郎

人間学研究科 担当教員

職名	氏名	研究室
教授	稲木康一郎	F302
教授☆	大森 慈子	B205
教授☆	杉島 一郎	B401
教授☆	西村 則昭	F303
教授☆	水田 敏郎	B206
特任教授	目黒 達哉	F301
教授☆	森 俊之	B210
准教授	森本 文人	B211
准教授	山本 雅代	B212
特任准教授	吉水ちひろ	F304
准教授★	渡辺 克徳	F305
講師	今井田貴裕	F404
助手	岩本 聖史	F205
助手	山本 和史	F103

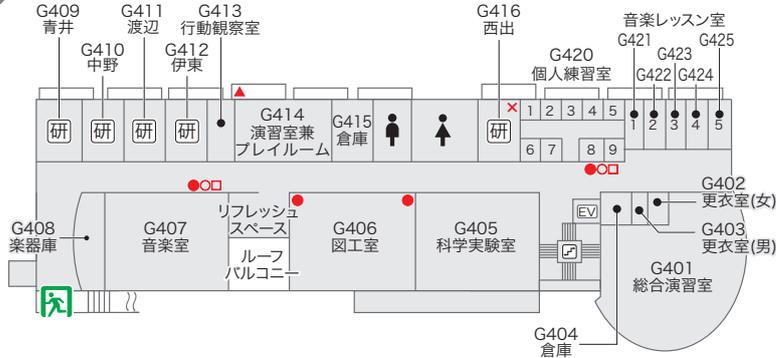
※「教授」の後に付した☆印は、「大学院研究指導教員」、
★印は、「大学院研究指導補助教員」であることを示す。

CAMPUS GUIDE

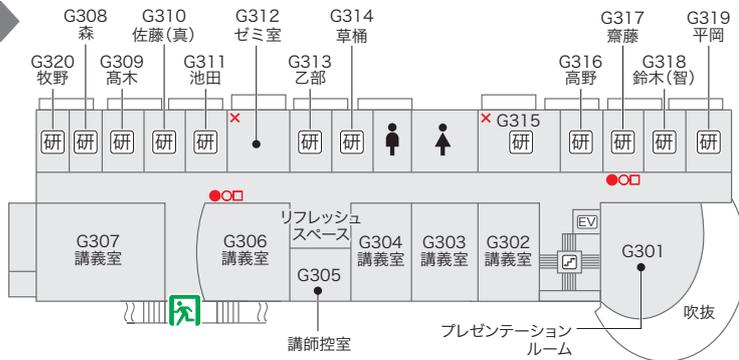
学内案内図

G号館 (人間生活学部棟)

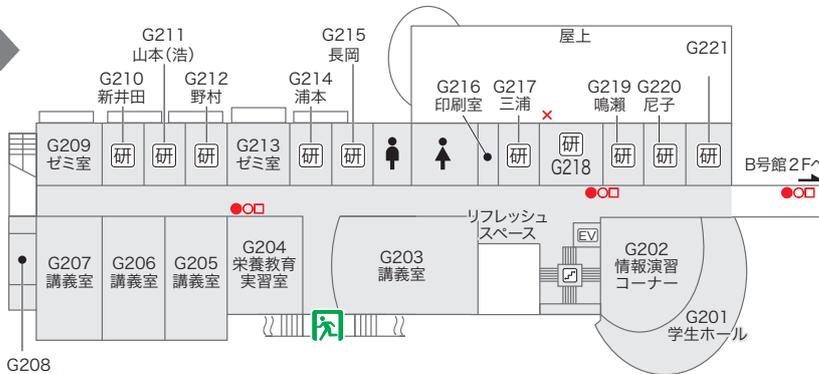
4F



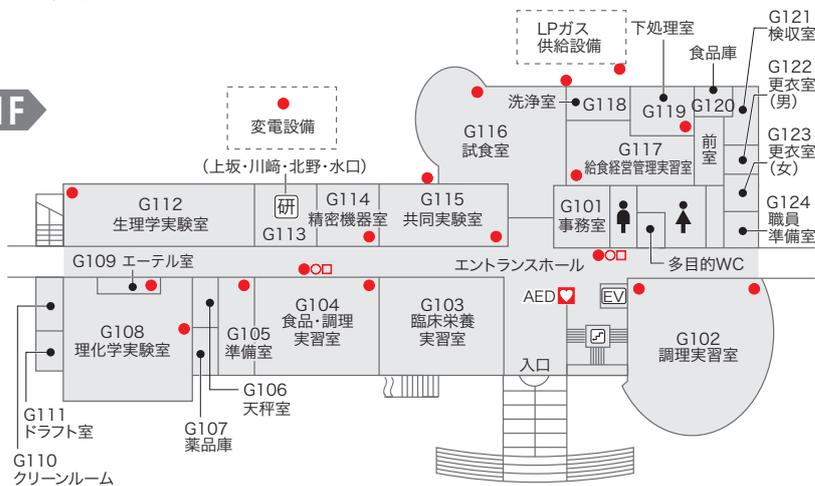
3F



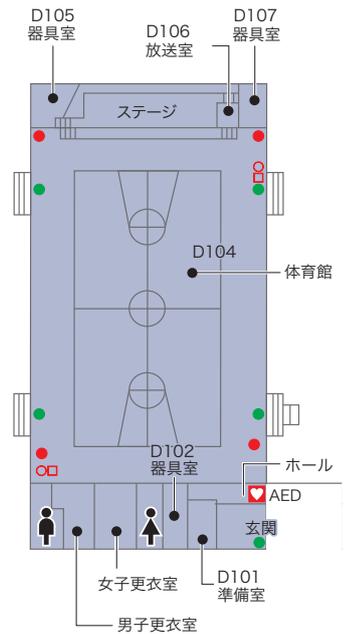
2F



1F



D号館 (体育館)



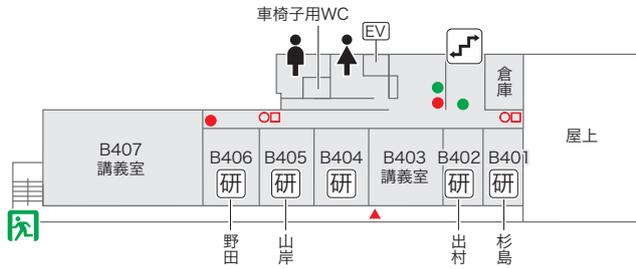
消防用設備等配置図

非常口 ● 誘導灯 ▲ AED ● 消火器 ○ 火災報知器 □ 消火栓 ▲ 救助袋 × 避難梯子

B号館(講義・実験棟)

A号館(管理・講義棟)

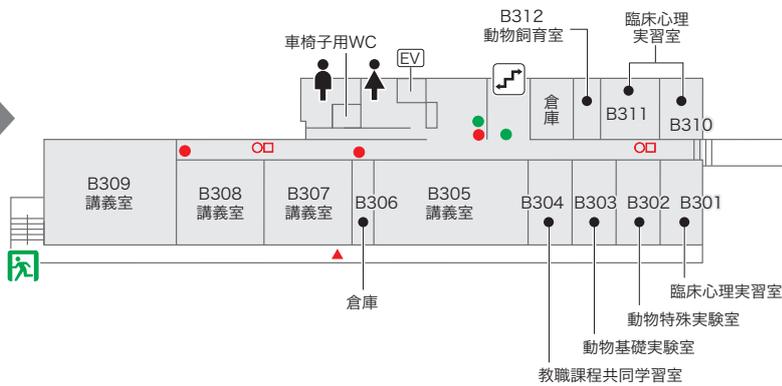
4F



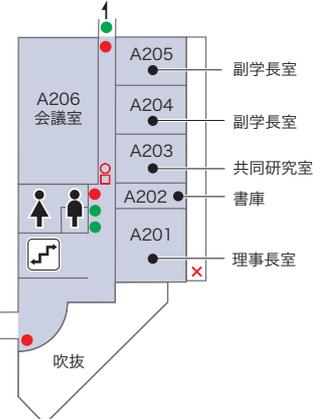
C号館3Fへ



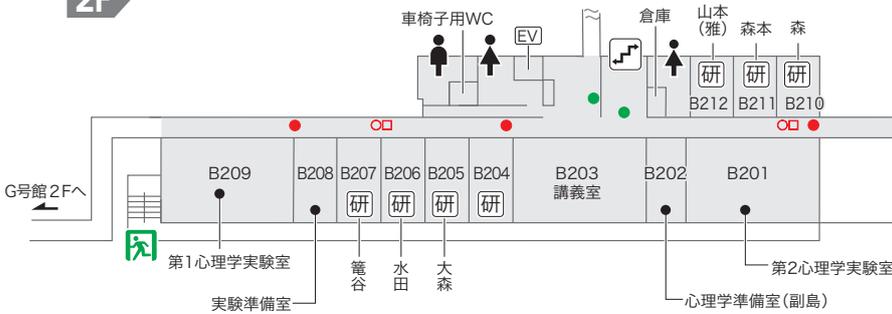
3F



C号館2Fへ



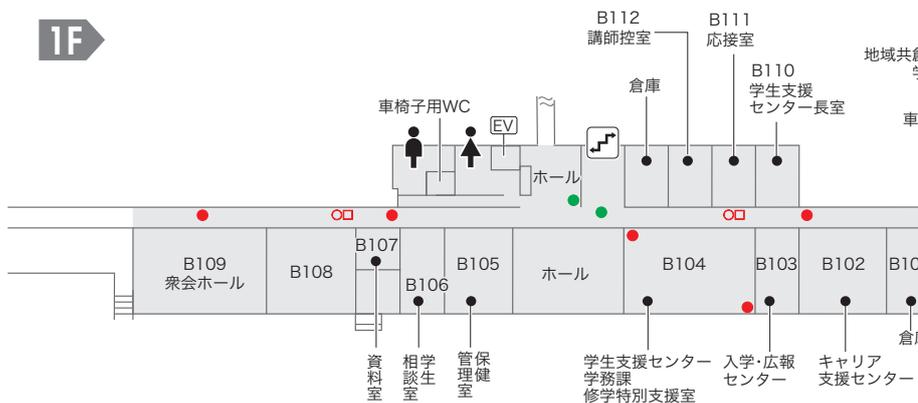
2F



A108 施設管理室



1F



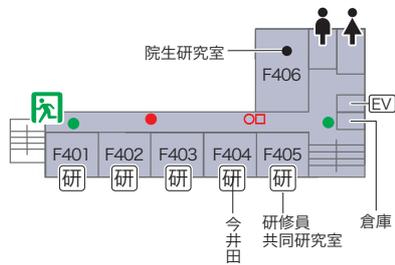
CAMPUS GUIDE

学内案内図

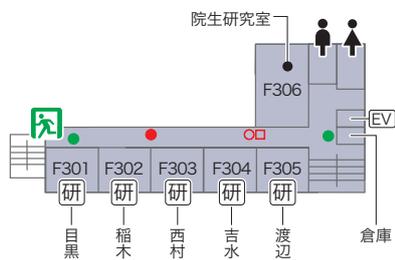
F号館(大学院棟)

E号館(講義・演習棟)

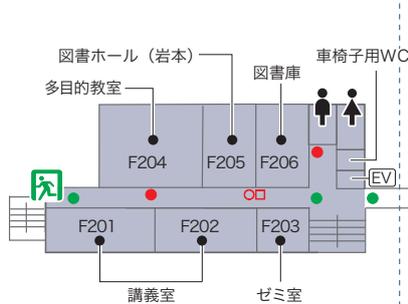
4F



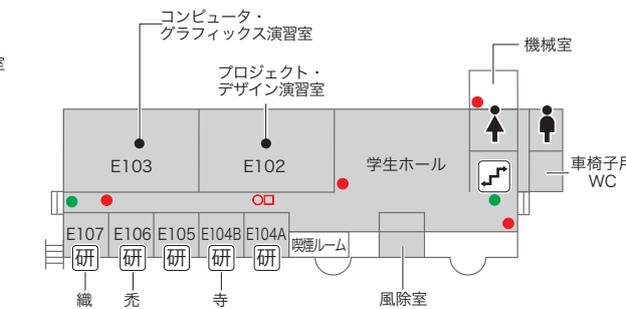
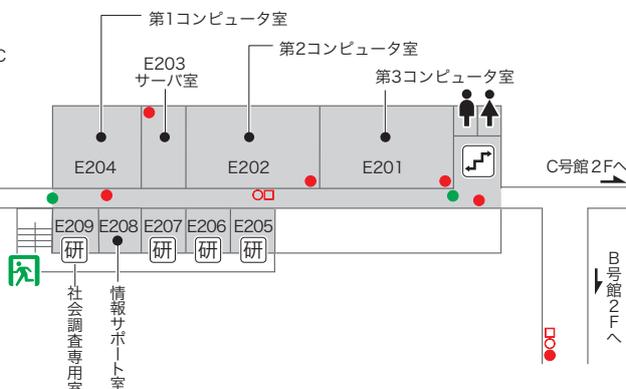
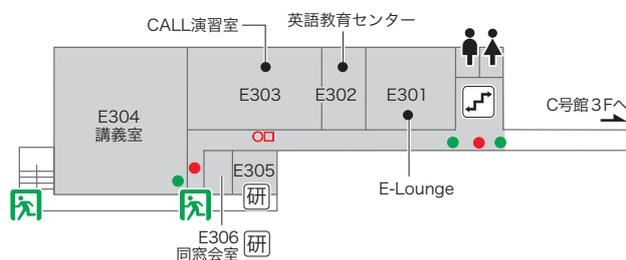
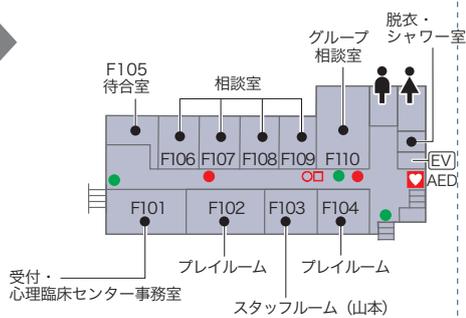
3F



2F



1F

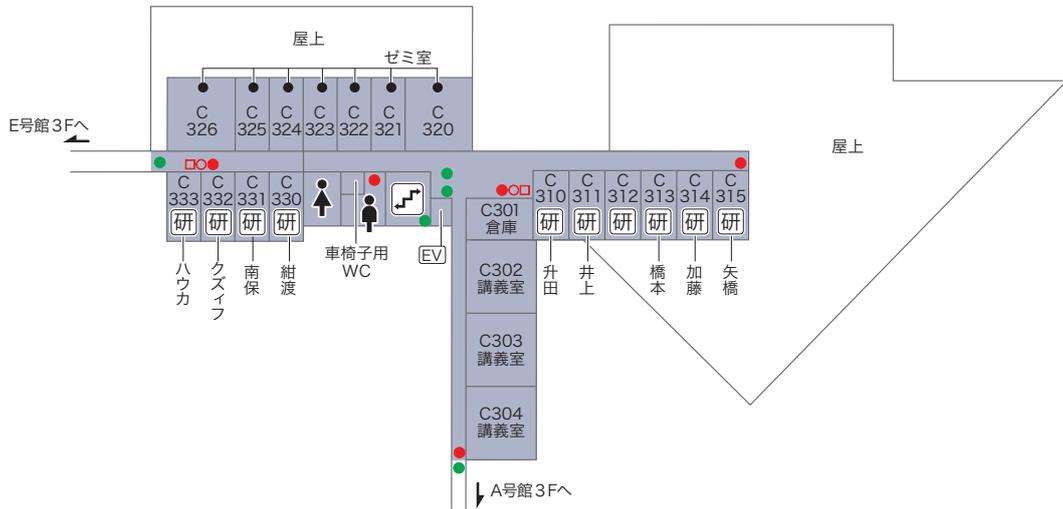


消防用設備等配置図

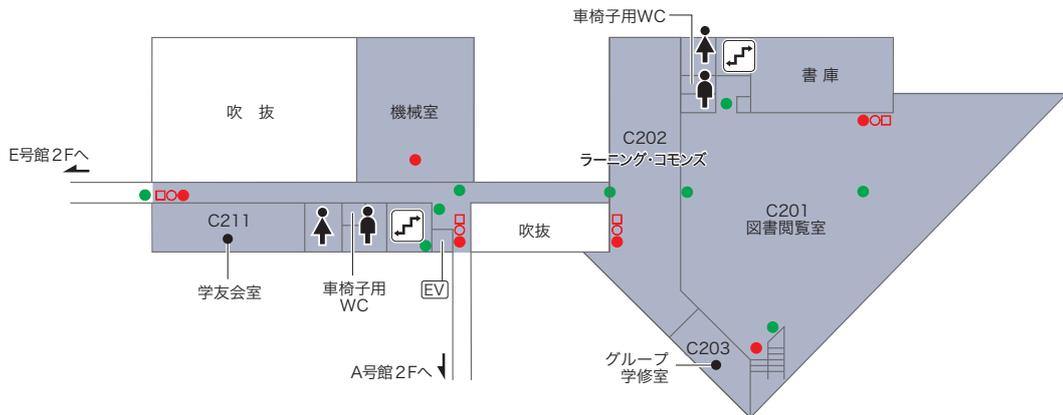
- 非常口 誘導灯 AED 消火器 火災報知器 消火栓 救助袋 避難梯子

C号館 (敬田館)

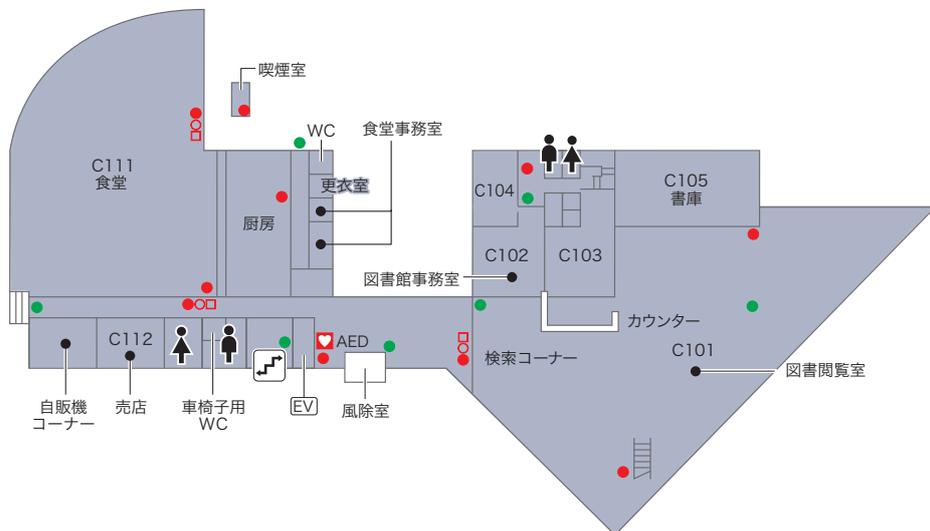
3F



2F



1F



CAMPUS LAYOUT

キャンパス全体図

避難経路略図

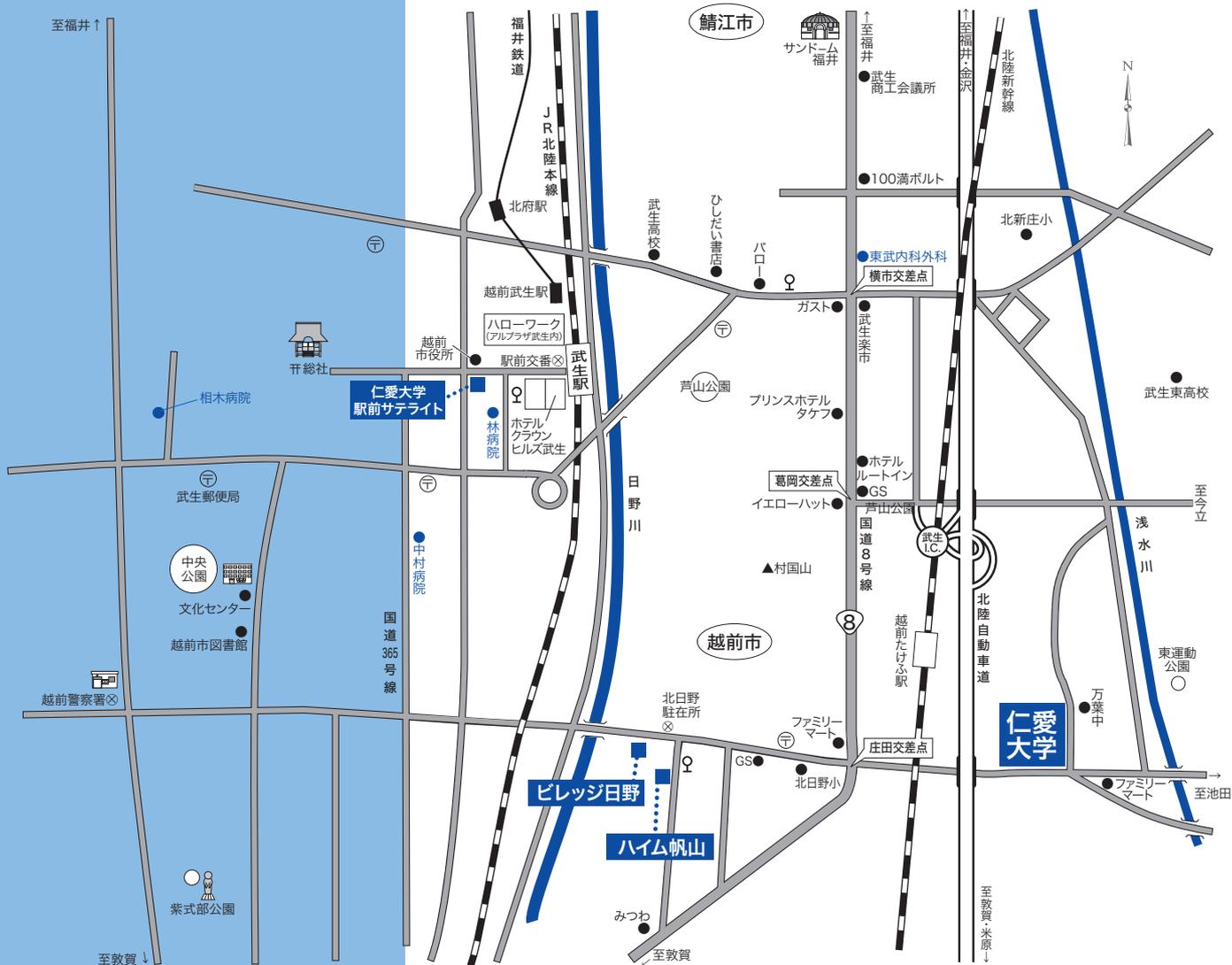
→ 避難経路

非常時(火災・地震等)には、学内放送や教職員の指示に従い行動して下さい。
また、授業以外で学内にいる場合は、放送内容や指示をよく聞き、あわてずに避難通路の安全を確認して行動し、指定の避難場所(テニスコート北側)に集まってください。



AREA MAP

エリアマップ



[○…シャトルバスのりば]

近隣の救急医療機関

病院名	診療科目	所在地	電話
相木病院	内科・小児科他	越前市中央2-9-40	22-1607
中村病院	内科・循環器科他	越前市天王町4-28	22-0618
林病院	内科・神経内科他	越前市府中1-3-5	22-0336
東武内科外科(校医)	外科・内科他	越前市横市町6-3	21-1155
越前警察署		越前市日野美2-33	24-0110
北日野駐在所		越前市矢放町18-27-1	
駅前交番		越前市府中1-11-38	

学 歌

仁愛大学学歌

禿 了 滉 作詞
徳 永 崇 作曲

♩ = 96

まん によう の ごとち に つど いて われ ら い ま おの が ふかき いのち に めざめ
と なる みち もとめ つつ われ ら い ま おの が おもき いのち いた だき

その ひろ きい のち みつめ て た か ら 一 か に ま こと の みち を と
その と う と きい のち あおぎ て も ろ と 一 も に う る わ しき よ を ひ

1. 2.
い ゆ か ん じん あ い だ い が く ひ か り あ れ ひ と
ら か な ん じん あ い だ い が く い つ き あ れ じん

あ い だ い が く ひ か り あ れ

仁愛大学 学歌

禿 了 滉 作詞

万葉の故地に 集いて

我ら いま

おのが深き いのちに目覚め

その広き いのち見つめて

高らかに

真理のみちを 問いゆかん

仁愛大学 光あれ

人間となる みち 探究つつ

我ら いま

おのが重き いのち いただき

その尊き いのち 仰ぎて

もろともに

美しい 世界を 拓かなん

仁愛大学 厳あれ



仁愛大学大学院 履修要項
2025

2025年4月 発行

仁愛大学大学院

〒915-8586 福井県越前市大手町3-1-1
TEL 0778-27-2010 FAX 0778-27-8660 <https://www.jindai.ac.jp>

